

おくやみ

心よりおくやみ
申し上げます
死亡届

死亡届は、死亡の事実を
知った日を含め7日以内
に届出してください

※死亡届は、戸籍住民課、各総合支所(生活福祉課)、各支所で手続きができます。
(関連する手続きの受付窓口については、次ページ以降でご確認ください。)

<ご来庁いただく前に>

火葬許可証をお渡しします。火葬日時を仮予約してからご来庁ください。

(伊勢広域環境組合斎場 電話0596-28-5120)

<死亡届の届出人>

- 1 親族(6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族)
- 2 同居者
- 3 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人
のいずれかとなっています。

<死亡届に必要なもの>

- ◆死亡届(死亡診断書を含む)
※用紙は病院に備え付けてあります。
- ◆届出人の印鑑(認印)

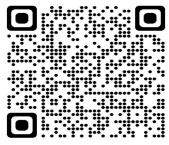
死亡届をされたご親族の皆さまへ

亡くなられたことに伴いまして、必要となる手続きがあります。

該当される場合は、ご葬儀等を終えられたのち、ご都合のつく時に手続きをお願いいたします。

(死亡届を提出された際に手続きを済まされた場合は、再度の手続きは必要ありません。)

なお、住民登録が伊勢市外の方は、住民登録のある市区町村にて手続きを行ってください。



案内ページ

【お悔やみコーナーのご案内】

主に福祉分野に関する各種手続きに対応します。
(詳しくは左記の二次元コードからご確認ください)



予約サイト

予約方法 電話(0596-63-9035)またはオンライン[市ホームページから]

- ・総合支所、支所でも同様の手続きができます。
- ・お悔やみコーナーを利用せずに、直接各担当窓口でも手続きができます。

伊勢市役所

所在地 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29
ホームページ <https://www.city.ise.mie.jp>
開庁時間 8:30~17:15
(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く)
※月曜日は一部窓口を19:00まで開庁しています。



◆亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください。

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。

受付窓口の総合支所・支所に「○」のあるものは、総合支所・支所でも受付しています。

◆対象に※のあるものは「お悔やみコーナー(東館1F 医療保険課内)」で手続きができます。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、伊勢市役所本庁舎の各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
年金	※国民年金	未支給年金の請求手続き または死亡の届け出	・年金証書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5554	○	○
	厚生年金	※年金事務所(旧社会保険事務所)へ手続きが必要です。 直接おたずねください。お問い合わせの際は、基礎年金番号 がわかるものをご用意ください。 伊勢年金事務所：0596-27-3601 ねんきんダイヤル：0570-05-1165		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
	共済年金	※共済組合へ手続きが必要です。 各共済組合に直接おたずねください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
	農業者年金	※農協(年金を受取っていた支店)へ手続きが必要です。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
医療・保険	※国民健康保険 国民健康保険に加入している方	国民健康保険資格終了 手続き	・国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせ ・世帯主のマイナンバー(個人 番号)を確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5646	○	○
		国民健康保険料の精算 手続き	・預金通帳等 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		葬祭費の支給手続き	・葬祭執行者(喪主等)の印鑑 ・預金通帳等 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		高額療養費などの 支給手続き ※高額な医療費の支払い をしていた場合	・医療を受けた方の領収証 ・預金通帳等 ・印鑑(相続人) ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	各種認定証を お持ちの方	各種認定証の返還手続 き	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認 定証 ・特定疾病療養受療証等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○	○	
	※後期高齢者 医療保険に 加入している方	葬祭費の支給手続き	・預金通帳等 ・葬祭執行者(喪主等)を確認 できるもの(葬祭の領収書ま たは会葬礼状) ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5552	○	○
		後期高齢者医療保険料 の精算手続き	・後期高齢者医療資格確認書 または資格情報のお知らせ ・預金通帳等 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		高額療養費等振込口座 の確認	・預金通帳等 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	※福祉医療費 助成制度の 受給資格者	福祉医療費受給資格証 の返還手続き ※後期高齢者医療制度に ご加入中の方は、受給 資格証はありません。	・福祉医療費受給資格証 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5554	○	○
		医療費振込口座の確認	【変更する場合】 ・預金通帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
障高 が齢 い・	※おでかけ乗車券 をお持ちの方	おでかけ乗車券の返還	おでかけ乗車券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい 福祉課 東館1F 9番窓口 0596-21-5559	○	○

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
障がい	※タクシー料金助成券(利用券)をお持ちの方	タクシー料金助成券(利用券)の返還	・タクシー料金助成券(利用券)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館1F 9番窓口 0596-21-5558	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳をお持ちの方は、死亡された方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※障がいの手当を受けていた方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当	手当の資格喪失(死亡)	・印鑑(届出者) ・配偶者等の普通預金口座情報(詳しくは担当課へお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	※介護保険に加入している方	介護保険被保険者証等の返還	・介護保険被保険者証(ピンク色) ・介護保険負担割合証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険課 東館1F 10番窓口 0596-21-5564	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護保険料の精算手続き	・申請者(相続人)の本人確認のできる書類 ・預金通帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水道・下水道	水道・下水道を使用している方	・使用者名義の変更、納入者の変更 ・世帯人数の変更(下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯)	※担当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部料金課(上下水道窓口) 本館1F 6番窓口 0596-65-5260	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	下水道事業受益者負担金を納付中の方	・受益者の変更 ・納入者の届出		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部料金課(上下水道窓口) 本館1F 6番窓口 0596-65-5262	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税	土地または家屋をお持ちの方	・現所有者の届 ・未登記家屋の名義変更の届	※担当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	課税課 本館1F 4番窓口 0596-21-5532、5533	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	軽自動車、バイク、原付、小型特殊(トラクターなど)をお持ちの方	名義変更・廃車の手続き	車種・変更方法により手続き先が異なるので担当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	課税課 本館1F 3番窓口 0596-21-5531	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住民税(市・県民税)が課税されている方	相続人代表者指定の届	※担当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	課税課 本館1F 5番窓口 0596-21-5534	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	納税していた方	今後の納税に関する各種手続き(口座登録の変更または廃止等)	・亡くなられた方の納税通知書 ・預金通帳等 ・口座届出印 ※口座変更される場合 ・振替希望の預金通帳等 ・口座届出印	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	収納推進課 本館1F 2番窓口 0596-21-5537	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
犬の登録	犬を所有していた方	犬の所有者の変更手続き	・鑑札または登録番号がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境課 本館2F 206番窓口 0596-21-5541	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農地	農地を所有していた方	農地の所有者の変更手続き	※農地(田又は畑)の相続登記後、事務局へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 東館3F 308番窓口 0596-21-5652	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◆その他(市役所、総合支所、支所では、取り扱いできません。関係するところに直接お問い合わせください。)

制度	内容
電気、ガスや電話などの名義変更等	契約先で手続きが必要ですので、直接お問い合わせください。
土地・建物の相続登記	土地や建物の相続により、登記の名義を変更するためには、不動産の所在地を所管する法務局に所有権移転登記の申請が必要です。 ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。 相続で土地・家屋を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならないことになりました。 詳しくは、直接法務局にお問い合わせください。(法務局ホームページ参照)
運転免許の資格	住所地の警察署へお問い合わせください。

◆ご家族に関する届出・申請

次の制度に該当する場合がありますので、担当課にご相談ください。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
保険	国民健康保険 健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険資格取得手続き(74歳まで)	・世帯主、加入する方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・加入していた健康保険の資格喪失証明書 ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5646	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		国民年金の加入手続き(20歳から60歳未満)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国民健康保険に加入して世帯主が変わる方	国民健康保険資格変更手続き	・新世帯主、国保加入者全員のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・本人確認のできる書類 ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◆未成年のお子さまがいる場合

次の制度に該当する場合がありますので、担当課にご相談ください。

区分	対象	内容	該当	受付済	受付窓口		
					担当課	総合支所	支所
手当	児童手当	父または母の死亡により、請求者が父(母)親から母(父)親にかわる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館2F 13番窓口 0596-21-5713	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当	ひとり親家庭の親等に手当を支給する制度があります。(所得制限があります。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	-
給付金ほか	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する制度があります。(事前相談が必要です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	
	高等職業訓練促進給付金	看護師等、専門的な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修業期間中の生活の負担軽減を図る制度があります。(事前相談が必要です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等の経済的自立とお子さんの福祉のため、必要な資金を貸し付けする制度があります。(事前相談が必要です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	
中小学校校	就学援助制度	公立の小・中学校に通う児童生徒がいる経済的にお困りのご家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を助成する制度があります。(公立小中学校で受付)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 学校教育課 (小保総合支所2F) 0596-22-7879	-	-
幼稚園 公立	保育料	ひとり親家庭となった場合「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 教育総務課 (小保総合支所2F) 0596-22-7875	-	-
保育所	保育料	ひとり親家庭となった場合「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です。保育料が変更となる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育課 東館2F 12番窓口 0596-21-5579	-	-
医療・年金	国民健康保険	社会保険などに加入できない場合は、国民健康保険に加入する必要があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5646	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親及び子どもに対する医療費助成制度があります。(所得制限があります。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5554	<input type="checkbox"/>	-
	国民年金	配偶者の扶養から外れる場合は、国民年金の種別変更をする必要があります。免除申請もできます。(所得制限があります。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
障がい	特別児童扶養手当	父または母の死亡により、請求者が父(母)親から母(父)親にかわる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館1F 9番窓口 0596-21-5558	<input type="checkbox"/>	-